

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」について

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請から、様式第25号の14別紙3「その他の審査項目（社会性等）」の項番54『建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況』の項目が、新たに評価されます。

以下の評価方法および提出書類等について、十分にご確認の上、ご申請いただくようお願いいたします。

1 評価の概要

審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施している場合に評価されます。

(注) **令和5年8月14日以降**を審査基準日とする申請から対象となります。

2 評価区分

審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で1の措置を実施した場合 **15点**
審査対象工事のうち、全ての公共工事で1の措置を実施した場合 **10点**

3 評価区分の確認方法

別紙『「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の確認方法について』をご確認ください。

4 提出書類（確認書類）

「2 評価区分」において加点対象（15点または10点）となる場合、様式第6号『建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書』を作成の上、ご提出ください。なお、加点対象とならない場合、様式第6号の作成および提出は不要です。

【お問い合わせ先】

滋賀県土木交通部監理課建設業係
電話番号：077-528-4114

(参考) 別紙3 「その他の審査項目 (社会性等)」

別紙三

(用紙A4)
2 0 0 0 4

その他の審査項目 (社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

雇用保険加入の有無	4	1	3	[1.有、2.無、3.適用除外]									
健康保険加入の有無	4	2	3	[1.有、2.無、3.適用除外]									
厚生年金保険加入の有無	4	3	3	[1.有、2.無、3.適用除外]									
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	3	[1.有、2.無]									
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	3	[1.有、2.無]									
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	3	[1.有、2.無]									
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	7	3	[1.該当、2.非該当]									
新規若年技術職員の育成及び確保	4	8	3	[1.該当、2.非該当]									
CPD単位取得数	4	9	3	5	10	(単位)	技術者数	11	15	(人)			
技能レベル向上者数	5	0	3	5	(人)	技術者数	9	10	(人)	控除対象者数	15	20	(人)
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5	1	3	[1.えるぼし認定(1段階目)、2.えるぼし認定(2段階目)、3.えるぼし認定(3段階目)、4.プラチナえるぼし認定、5.非該当]									
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5	2	3	[1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]									
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	3	3	[1.ユースエール認定、2.非該当]									
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5	4	3	[1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]									

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請が対象です

「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の確認方法について

確認方法（各要件に該当するかご確認ください）



あり
審査対象工事の区分(①～③)および措置(※2)の状況(実施の有無)に応じた点数を確認する

< 審査対象工事の区分 >	< 措置の状況(実施の有無) >	< 点数 >	
①民間工事のみ	全ての民間工事で実施	15点	★
	民間工事の一部または全部で未実施	0点	加点なし
②公共工事のみ	全ての公共工事で実施	15点	★
	公共工事の一部または全部で未実施	0点	加点なし
③民間工事および公共工事あり	全ての民間工事で措置を実施かつ全ての公共工事で措置を実施	15点	★
	全ての公共工事のみで実施	10点	★
	全ての民間工事のみで実施	0点	加点なし
	民間工事もしくは公共工事の一部または全部で未実施	0点	加点なし

★
様式6号「誓約書(同意書)」の提出が必要です
(15点または10点の加点を受ける場合のみ)

※1 発注者から直接請け負った建設工事。ただし、以下は除く。

- ア 日本国外で施工された工事
- イ 建設業法施行令第1条の2第1項に定める以下の軽微な工事
 建築一式工事：工事1件の請負代金が1,500万円に満たない工事または延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
 その他の工事：工事1件の請負代金が500万円に満たない工事
 ※軽微な工事に関しては、「建設業法のあらましと建設業許可申請マニュアル」P7をご確認ください。
- ウ 防災協定に基づき行う災害応急対策または契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策

※2 建設工事に従事する者の就業履歴を建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)上に蓄積するために必要な措置。

具体的には以下2点を満たすもの。なお、実際の技能労働者等の就業履歴の蓄積率を評価するものではありません。

- ア 建設キャリアアップシステムにおける現場契約情報の作成および登録の実施
 - イ 建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で就業履歴を蓄積できる体制の整備(注1)
- (注1) 「直接入力によらない方法で就業履歴を蓄積できる体制の整備」とは

就業履歴データ登録標準API連携認定システム(注2)をCCUSと連携し、かつ、審査対象建設工事に従事する者が自身の就業履歴を蓄積するにあたって支障のない範囲内に対応するカードリーダー等の就業履歴蓄積装置を配置、利用方法を周知すること。

(注2) 就業履歴データ登録標準API連携認定システムについて

一般財団法人建設業振興基金の公表資料(https://www.auth.ccus.jp/p/certified)を確認し、システムが対象となっているかご確認ください。

(例) 「建レコ」 「EasyPass」 「WIZDOM」 等

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事」
- 2 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 3 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。
なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 4 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする
- 5 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 6 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。